

国 保 通 信



■問い合わせ
市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

会社などを退職して、国民健康保険に加入する方または、現在加入している方、被用者年金（厚生年金や共済年金など）を受給している65歳未満の方と、その被扶養者は、国民健康保険【退職者医療制度】で医療を受けることになります。

□退職者医療制度の対象になる方

●退職者本人（退職被保険者）

次の3つの条件をすべて満たす方

- ① 国民健康保険に加入している方
- ② 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上もしくは40歳以降に10年以上で、その年金を受給している方
- ③ 65歳未満の方

●退職被扶養者

次の5つの条件をすべて満たす方

- ① 国民健康保険に加入している方
- ② 退職者本人の配偶者および3親等内の親族
- ③ 退職者本人と同世帯で、おもに退職者本人の収入により生計を維持している方
- ④ 65歳未満の方
- ⑤ 年間の収入が130万円（60歳以上の方および障害者は180万円）未満の方

□医療機関にかかった時の自己負担の割合と国民健康保険税は？

【A】どちらも一般の国民健康保険の方と同じです。

□一般と退職、何が違うの？

【A】『退職者医療制度』では、病院にかかったときの自己負担分（3割）以外の医療費（7割）の一部は、職場の健康保険などが出し合う「拠出金」で賄われます。これにより、間接的にみなさんの国民健康保険税の負担軽減が図られることとなります。

もし、届出をせずに退職保険証ではなく一般保険証のままであると、一般の医療費が増え続け、毎年の保険税に多大な影響を及ぼしてしまいます。

□手続きは？

【A】年金の受給権が発生し、年金証書を受け取られたら、14日以内に国保の保険証・年金証書・印鑑を持って保険年金係にお越しください。

市立病院の診療体制が変わりました

4月から、上野雅也医師（整形外科）と山地康太郎医師（外科）が着任し、市立病院の診療体制は左表のように変わりました。

診療担当医師および受付時間

平成22年4月1日から

受付時間	内科			外科	整形外科	耳鼻咽喉科	
	1診	2診	3診	午後	午前中 (午後手術)	午前中 (午後手術)	
8:30~11:30 午前	雨 森	芥 川 (新患)		雨 森	原 田	長 嶺 上 野 (新患)	山 口
				内野 14:30~ (循環器)			
	雨 森 (新患)	田 中 (呼吸器)		後 藤	松 尾	上 野 長 嶺 (新患)	山 口
	雨 森	芥 川	後 藤 (新患)	芥 川	原 田	長 嶺 上 野 (新患)	(手術・検査)
	後 藤 (新患)	中 村 (呼吸器)		雨 森	松 尾	上 野 長 嶺 (新患)	山 口
	後 藤	雨 森 (新患)		芥 川	山 地	長 嶺 上 野 (新患)	山 口

休診日：土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）※ただし急患の場合は何時でも受付します。

5月は赤十字月間です

平成22年度救急法

実践講習会

世界赤十字デー（5月8日）の全国統一キャンペーンとして、県内各地で「1000人赤十字救急法実践講習会」を開催します。

日 時 5月12日(水) 14時～16時

会 場 小城市保健福祉センター「桜楽館」

講習内容 心肺蘇生法
AED使用法



■問い合わせ

日赤佐賀県支部 多久市地区

(多久市社会福祉協議会)

☎ 75-3593